

公的医療保険に加入されていない患者さんの医療費について

本院では、令和 5 年 4 月 1 日から日本国内で有効な公的医療保険^注に加入していない患者さん（生活保護受給者を除く）の診療については、診療報酬点数 1 点につき 30 円で請求させていただきますこととなりました。

急なお知らせとなり大変恐縮ではございますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

注)公的医療保険とは、国民健康保険・協会けんぽ（全国健康保険協会健康保険）・健康保険組合・共済組合・後期高齢者医療制度等を示します。